



まちなかに
住もーや！

下関市まちなか引越支援事業



補助対象

- ①居住誘導区域外から居住誘導区域内への転居
- ②土砂災害特別警戒区域から居住誘導区域内への転居
- ③居住誘導区域外から下関駅周辺地区(※)への転居
- ④居住誘導区域内から下関駅周辺地区への転居

①～④に該当する方で、これから自ら居住するための民間賃貸住宅を自己の居住用として契約し、入居する方

※下関駅周辺地区：大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

【居住誘導区域の確認はこちら】(しものせき情報マップ)

<https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/PositionSelect?mid=1>



補助額

転居に係る初期費用(敷金、礼金等)

- ①、④の場合、上限5万円
- ②、③の場合、上限10万円

補助要件

- ・①～③の場合、申請をする日において、**1年以上継続して**市内の居住誘導区域外に生活の本拠として住所を有すること
- ・④の場合、申請をする日において、**1年以上継続して**居住誘導区域内に生活の本拠として住所を有すること
- ・下関市税を滞納していないこと 等

募集期間

令和7年9月1日(月曜日)から
令和8年2月27日(金曜日)まで 先着順

詳しくは下関市のホームページをご確認ください

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/70/134753.html>



【お問い合わせ先】

下関市 建設部 住宅政策課 住宅政策係

☎ 083-231-1941

✉ ksjutaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp